

平成29年3月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成29年3月28日(火)午後13時30分～15時50分まで
出席委員	(10人) 1番:鎌田勝敏 2番:工藤久美子 3番:関谷幸市 5番:押川和夫 6番:山田秋吉 8番:堀田計一 10番:後藤ミホ 11番:西和浩 12番:久保一美 13番:坂本康充 14番:澁谷浩一
欠席委員	(1人) 7番:田中俊二
出席職員	事務局長:押川道彦 専門監:三隅秀俊 主事:濱砂裕紀
会議録署名委員	3番:関谷幸市 5番:押川和夫
議事日程	平成29年3月28日(火)1日間
報告	(1) 3月の行事報告について (2) 農地転用事前報告(1件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について(1件) ② 合意解約の提出について(2件) ③ 2a未満(農業用施設)転用届出の提出について(1件) ④ 農地相談員の活動について(1件) ⑤ その他
会議事件	議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第9号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第10号 農地移動適正化幹旋事業の実施について 議案第11号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第12号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第13号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第14号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第15号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第16号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第17号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
事務局 (事務局長)	<p>それでは、ただ今から平成29年3月期の総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちましてご報告申し上げます。7番田中俊二委員から欠席届が提出されています。本日の本会議の出席委員は12名中11名が出席ですので、総会は成立しています。それから、4月1日の定期異動で私に環境整備課への内示が出ています。また、後任に議会事務局の淵上達也事務局長に農業委員会事務局長の内示がありまして、本日、引継ぎの関係で定例総会の傍聴をされますのでよろしく申し上げます。それでは、会長のご挨拶をお願いします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>皆さん今日は、もう、春まっさかりと言いたい所ですけど、朝・晩はちょっと冷えるようです。宮崎県の気象では、めずらしいということですが、近所の人から笑われました。こんな日になぜ田植えをするのかということ。私は暇がないから今日しないとしょうがないんだと答えておきましたが、まあ、ちょっと冷えて風がありまして苗が傷むということで皆さん大事をとられて控えられていたようですが、今日、見た所、被害は出ていないようです。皆さんの所は、いかがだったでしょうか。このような忙しい中、年度替わりの時期でもあり、慌しい中、ご出席をいただきました。平成28年度の最後の定例総会ということでもあります。案件は少ないようですが、慎重・審議をお願いしたいと思います。また、本日は、ただ今、ご紹介がありました次期の事務局長である洲上さんがお見えであります。どうぞよろしくをお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、ただ今から議事に入りますが進行につきましては鎌田会長の方でよろしくをお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今から本会議に入りたいと思います。その前に、議事録署名委員の指名につきましてですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、3番関谷委員と5番押川委員をお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名したいと思いますと思いますが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題と致します。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の11ページをお願いします。議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について、農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号4番 譲渡人 I. H 譲受人 K. T 土地表示 大字高城字乙王丸〇〇番 地目 田 地積 964㎡ 移動区分 賃貸借 賃借料 全部で10,000円 経営状況 家族3 労働力3 経営面積 9,689㎡ 移動の理由 規模拡大 担当委員 1番鎌田会長です。場所につきましては、1</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>3ページに添付しています。</p> <p>資料12ページをお願いします。</p> <p>受付番号5番 譲渡人 S. K 譲受人 K. T 土地表示 大字椎木字江 河口〇〇番 地目 田 地積 1, 165㎡ 合計 田 5筆 4, 167㎡ 移動区分 売買 売買価格 10a当り500, 000円 経営状況 家族1 労働力1 経営面積 1, 939㎡ 移動の理由 規模拡大 担当委員 5番 押川委員です。 場所につきましては、14～15ページに添付しています。</p> <p>平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏 以上でござ います。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>朗読が終わりましたので、担当委員の説明に入ります。</p> <p>それでは、受付番号4番につきまして私から説明致します。</p> <p>先程の活動報告の中でも申し上げたとおり、すでにK. Tさんが耕作さ れておられ、もともとは、先月の案件で挙がりましたH. Mさんの田の隣です が、一緒にI. Hさんの田も耕作されておられました。</p> <p>その後、事情が判らないまま、K. Tさんに貸付されたというのが判りまし た。K. Tさんが耕作されるとのことでI. Hさんは安心されています。その ため、今回の申請になりました。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号5番つづきまして、5番押川委員をお願いします。</p>
<p>(5番) 押川 和夫</p>	<p>先程も申し上げましたが、S. KさんとK. Tさんとの間で話がついて、申請 されることとなりました。K. Tさんは、農機具はありませんが、従業員が機 械を持っているので、それを借りて耕作されるということです。将来的には、 ハウスを作って水耕栽培をしたいという希望を持っておられます。ご審議の程 よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。議案第8号農地法第3条 の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号4番、5番につ きまして質疑のある方は挙手のうえ受付番号を言って質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第8号農地法第3条の規定に よる許可申請の承認についてであります。受付番号4番、5番につきまして承 認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>全員賛成という事でありますので、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請の承認について受付番号4番、5番は承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきましては、議案第9号農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の16ページをお願い致します。議案第9号農用地利用集積計画（利用権設定）について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。公告年月日 平成29年3月29日</p> <p>整理番号 1 受付番号 4 移動区分 賃貸借 譲受人 K. K 譲渡人 I. M 土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積 5,690㎡ 利用目的 露地野菜 始期終期 2017年4月10日から2020年4月9日（3年間）10a 当り賃借料 15,000円 経営面積 14.8ha 家族数 4 稼働労働力 4 担当委員 2番工藤委員です。場所につきましては、20ページに添付しています。</p> <p>整理番号 2番から10番につきましては、農地中間管理事業によるものであります。譲受人は、全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっておりますので、以後、譲受人は省略いたします。譲渡人についてのみ説明致します。</p> <p>受付番号106番 譲渡人 H. T 代表相続人 K. M 土地表示 大字椎木字宮ノ牧〇〇番 地目 田 地積 2,891㎡ 合計 田 6筆 6,029㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2017年5月1日から2022年4月30日（5年間） 10a 当り賃借料 全部で粃420kg です。</p> <p>受付番号107番 譲渡人 K. K 土地表示 大字椎木字比木〇〇番 地目 田 地積 1,726㎡ 1筆 利用目的 稲作 始期終期 2017年5月1日から2027年4月30日（10年間） 10a 当り賃借料 全部で17,260円です。</p> <p>受付番号108番 譲渡人 K. S 土地表示 大字椎木字古川〇〇番 地目 田 地積 593㎡ 1筆 利用目的 稲作 始期終期 2017年5月1日から2027年4月30日（10年間） 10a 当り賃借料 全部で5,930円です。</p> <p>受付番号109番 譲渡人 A. T 土地表示 大字椎木字比木〇〇番 地目 田 地積 3,117㎡ 利用目的 施設園芸 始期終期 2017年5月1日から2027年4月30日（10年間） 10a 当り賃借料 全部で</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>56,106円です。</p> <p>受付番号110番 譲渡人 S. T 土地表示 大字椎木字宮ノ牧〇〇番 地目 田 地積 1,046㎡ 合計 田 5筆 2,457㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2017年5月1日から2027年4月30日(10年間) 賃借料 全部で26,486円です。</p> <p>受付番号111番 譲渡人 I. K 土地表示 大字高城字乙王丸〇〇番 地目 田 地積 982㎡ 合計 田 7筆 6,942㎡ 利用目的 稲 作 始期終期 2017年5月1日から2027年4月30日(10年間) 賃 借料 使用貸借のため0円です。</p> <p>受付番号112番 譲渡人 H. N 土地表示 大字高城字乙王丸〇〇番 地目 田 地積 590㎡ 合計 田 2筆 1,579㎡ 利用目的 施設 園芸 始期終期 2017年5月1日から2027年4月30日(10年間) 賃借料 全部で20,580円</p> <p>受付番号113番 譲渡人 O. A 土地表示 大字高城字東宮田〇〇番 地目 田 地積 1,028㎡ 合計 田 3筆 2,019㎡ 利用目的 稲 作 始期終期 2017年5月1日から2027年4月30日(10年間) 賃 借料 全部で20,190円</p> <p>受付番号114番 譲渡人 M. T 土地表示 大字高城字菌田〇〇番 1 筆 地目 田 地積 1,041㎡ 利用目的 露地野菜 始期終期 201 7年5月1日から2027年4月30日(10年間) 賃借料 全部で31, 230円</p> <p>平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏 以上ござ います。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>事務局長の朗読・説明が終わりましたので審議に入りたいと思いますが、審 議に入る前に、整理番号1番 受付番号4番につきましては、議事参与の制限 により、12番久保委員の退席をお願いします。</p> <p>(12番久保委員退席)</p> <p>それでは、整理番号1番受付番号4番につきまして先に審議していきたいと 思います。担当の2番工藤委員から補足説明をお願い致します。</p>

<p>(2番) 工藤 久美子</p>	<p>地図の方でI. Mさんの右隣りがNさんの畑、その反対隣がK. Nさんの畑と自宅があり、I. Mさんの畑は以前、面積は判りませんが、K. Nさん側は、K. Nさんが、Nさん側はNさんが借りられていて、Nさんの畑に関しては、平成27年にK. Kさんが、賃貸借をされておられます。今回、I. Mさんの畑をK. Kさんが全部借りたいとのこと。K. Nさんについては、K. Kさんが直接、話に行かれて了承を得られたとのこと。以上ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。整理番号1番受付番号4番につきまして質疑のある方は挙手のうえ質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第9号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。整理番号1番受付番号4番につきまして申請どおり承認をされる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ありますので、議案第9号農用地利用集積計画(利用権設定)について、整理番号1 受付番号4番につきまして承認可決と致します。</p> <p>(12番久保委員自席に戻る)</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>整理番号8 受付番号112番につきまして審議したいと思いますが、議事参与の制限により8番堀田委員の退席をお願いします。</p> <p>(8番堀田委員退席)</p> <p>それでは、整理番号8 受付番号112番につきまして質疑を受付します。質疑のある方は挙手をお願い致します。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮り致します。議案第9号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。整理番号8番受付番号112番につきまして申請どおり承認をされる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>全員賛成との事ですので、議案第9号農用地利用集積計画（利用権設定）について、整理番号8受付番号112番は承認可決と致します。</p> <p>（8番堀田委員自席に戻る）</p> <p>それでは、残りの整理番号2番から整理番号10番まで、ただし整理番号8番受付番号112番を除きまして、質疑のある方は挙手をお願いします。その際に整理番号と受付番号を言われて質疑をしてください。</p>
<p>（6番） 山田 秋吉</p>	<p>整理番号10番受付番号114番についてですが、面積のわりに借地料が高いように思えるのですが、何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>（事務局） 濱砂 主事</p>	<p>総会資料では露地野菜となっていますが、施設園芸（ハウス）の誤りです。申し訳ありませんが、ここで訂正をお願いします。</p>
<p>（6番） 山田 秋吉</p>	<p>判りました。</p>
<p>（12番） 久保 一美</p>	<p>整理番号7番、受付番号111番につきまして、使用貸借で借賃がゼロ円となっていますが、なにか理由があるのでしょうか</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>私の方から説明します。以前、A. Kさんが作付していた田ですが、I. Kさんが、次に耕作される方に現状のままでは、お金はいただけないと、地権者から申入れがありまして、Y. Mさんの方に直接話に行かれまして3年間程度無償で耕作してもらえないかとの申出がありました。とりあえずゼロ円で申請してあります。I. Kさんはすぐに契約しなくてもいいと言っておられていましたが、産業振興課へ相談に行ったところ契約していた方がいいということで、今回の申請となりました。以上です。</p>
<p>（12番） 久保 一美</p>	<p>一応、3年間無償ということですが、集積計画上は10年間が無償となっていますので、3年間は無償、残りの7年間は〇〇円との記載があった方がいいのではないのでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>事務局の見解は。</p>
<p>事務局 （濱砂主事）</p>	<p>方法としまして、I. Kさんと公社、公社とY. Hさんで、その時点で、合意解約をしまして、再度、賃借料の変更の契約を入れることは可能だと思います。</p>
<p>（6番） 山田 秋吉</p>	<p>最初から3年にしたらいいのでは。</p>

<p>事務局 (専門監)</p>	<p>農地中間管理事業を使う場合は、10年以上が基本になりますので、これより使用期間を短くすることはできません。相続をされていない場合で、過半の合意を得られて契約される場合、最長で5年になりますが、今回は、所有者本人ですので農地中間管理事業での申請であれば期間は10年ということになります。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>以上の説明ですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>はい、いいですけど、農地中間管理事業で借りる場合は、10年ですね。さきほど、濱砂主事が言われたとおり、途中で無償を変更するときは再度農業委員会総会へ議案が挙がってくるということですね。</p>
<p>事務局 (濱砂主事)</p>	<p>はい、農業委員会の総会へ挙がってきます。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に、質疑はございませんか。質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りしたいと思います。議案第9号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります、整理番号2番、受付番号108番から整理番号10番、受付番号114番まで、ただし整理番号8番受付番号112番を除きまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第9号農用地利用集積計画(利用権設定)について整理番号2番、受付番号108番から整理番号10番、受付番号114番まで、ただし整理番号8番、受付番号112番を除きまして全員賛成との事ですので承認可決と致します。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、次に、議案第10号 農地移動適正化幹旋事業の実施についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の21ページをお願い致します。議案第10号 農地移動適正化幹旋事業の実施について</p> <p>受付番号1番4 申請人T. S 大字椎木字火除牟田〇〇番 地目 田地積 552㎡ 合計 2筆 田 1, 718㎡ 実施形態 売買 希望価格 10a当り450,000円 場所につきましては22ページに添付してありますのでご確認ください。平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏 以上、説明を終わります。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、担当委員を決めたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、比木と岩淵地区担当の10番後藤委員と12番久保委員でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>



<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、幹旋委員につきましては、10番後藤委員と12番久保委員にお願いします。</p>
<p>（12番） 久保 一美</p>	<p>資料の22ページの件ですが、今現在ですが、地図の上の方は、T. Kさんが耕作されており、規模縮小ということで小作料はゼロ円です。ムタ田です。下の方は、隣のNさんが作られており、声をかけて下さいとの事でいわれております。岩渕の集合基地の所、先ほど言いましたSさんの横にあります。白地の田につきましては、Nさんが来年には購入したいと言われております。以上です。よろしくお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第10号につきましては、以上でよろしいでしょうか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>それでは、10分間の休憩を入れます。</p> <p>&lt;休憩 14:40 から 14:50&gt;</p> <p>それでは、総会を再開します。議案第11号から議案第17号までの、農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。1月4日から2月2日まで公募を致しました。その結果、農地利用最適化推進委員の選任につきまして木城町農地利用最適化推進委員選考委員会が設置され選考結果につきまして報告がありました。つきましては、選考されました方の委嘱につきまして皆様の意見をお伺いしたいと思います。議案11号から議案17号まで順に事務局長から朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>別冊でお配りしています総会資料、議案第11号から議案第17号についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。</p> <p>議案第11号 農地利用最適化推進員の委嘱について、下記の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農地利用最適化推進委員に委嘱したいので農業委員会の意見を求める。</p> <p>委嘱区域 椎木地区 住所 木城町大字椎木〇〇番地 氏名 ・岡定男 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（64歳）略歴については、資料をご覧ください。</p> <p>平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏</p> <p>議案第12号 農地利用最適化推進員の委嘱について、下記の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農地利用最適化推進委員に委</p>

嘱したいので農業委員会の意見を求める。

委嘱区域 椎木地区 住所 木城町大字椎木〇〇番地 氏名 矢野健藏 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（69歳）略歴については、資料をご覧ください。

平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏

議案第13号 農地利用最適化推進員の委嘱について、下記の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農地利用最適化推進委員に委嘱したいので農業委員会の意見を求める。

委嘱区域 椎木地区 住所 木城町大字椎木〇〇番地 氏名 國岡伸二 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（51歳）略歴については、資料をご覧ください。

平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏

議案第14号 農地利用最適化推進員の委嘱について、下記の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農地利用最適化推進委員に委嘱したいので農業委員会の意見を求める。

委嘱区域 高城地区 住所 木城町大字椎木〇〇番地 氏名 久保田博文 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（45歳）略歴については、資料をご覧ください。

平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏

事務局  
(事務局長)

議案第15号 農地利用最適化推進員の委嘱について、下記の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農地利用最適化推進委員に委嘱したいので農業委員会の意見を求める。

委嘱区域 高城地区 住所 木城町大字高城〇〇番地 氏名 田村和之 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（69歳）略歴については、資料をご覧ください。

平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏

議案第16号 農地利用最適化推進員の委嘱について、下記の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農地利用最適化推進委員に委嘱したいので農業委員会の意見を求める。

委嘱区域 川原地区 住所 木城町大字川原〇〇番地 氏名 岸法彦 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生（50歳）略歴については、資料をご覧ください。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏</p> <p>議案第17号 農地利用最適化推進員の委嘱について、下記の者を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農地利用最適化推進委員に委嘱したいので農業委員会の意見を求める。</p> <p>委嘱区域 石河内・中之又地区 住所 木城町大字石河内〇〇番地 氏名 西哲郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(67歳) 略歴については、資料をご覧ください。</p> <p>平成29年3月28日提出 木城町農業委員会会長 鎌田勝敏</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (専門監)</p>	<p>補足説明をよろしいでしょうか。資料の15・16ページをご覧ください。</p> <p>農地利用最適化推進委員につきましては、区域ごとに定数に応じ農地利用最適化推進委員を委嘱することになっています。本町では、区域を4つに分けています。椎木地区3人、高城地区2人、川原地区1人、石河内・中之又地区1人です。1月4日から2月2日まで応募推薦につきまして公募しました上で、選考委員会を開き、その中で選考した結果を農業委員会で報告を受け、本日の農業委員会の定例総会において意見を伺うこととしています。農地利用最適化推進委員の主な業務ですが、人・農地プランなど地域の農業者との話し合いを推進し、次に農地の出し手・受け手のアプローチを行い、農地の利用の集積・集約化を推進。遊休農地の発生防止・解消を推進。といった現場活動をということになっております。農地中間管理機構との連携も求められています。今回、法改正によって新しく新設された委員となります。報酬は、農業委員と同額で53,000円です。12月定例議会で条例を可決していただいています。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりました。意見・質疑のある方は、議案番号を言われてから、意見・質疑をお願いします。なお、選考委員会の審議内容は秘密会となつたので、審議内容につきましては質疑をさし控えていただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、意見・質疑を受付けます。</p>
<p>(6番) 山田 秋吉</p>	<p>農地利用最適化推進委員の選考委員会のメンバーはどのような方々でしょうか。</p>
<p>事務局 (専門監)</p>	<p>選考委員会のメンバーにつきましては、一部お名前は、さし控えさせていただきます。選考委員につきましては、9名の方で構成されました。要綱に基づき選考委員の方は、(1)副町長 横田学様、(2)(3)産業振興課課長兼農業委員会事務局長 押川道彦様、(4)推薦を受けていない農業団体の代表者として、児湯農業協同組合 職員、宮崎農業共済組合 職員、一ツ瀬土地改良区 理事、小丸川土地改良区 理事、木城町認定農業者協議会 代表者、(5)町職員として総務課 職員、(6)その他農業委員会が認める者として児湯農林振興局</p>

事務局 (専門監)	職員です。
(12番) 久保 一美	審査にあたり、被選考者の公共料金並びに、土地改良費・水利費等に関する未納等について審査の対象になったのでしょうか。
事務局 (専門監)	公共料金・土地改良費等の未納については審査の対象とはしていません。要綱では、「破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者。禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。」となっていますので、公共料金等の未納については審査対象外ですので確認はしていません。
(6番) 山田 秋吉	今の説明では、この人達の現況は調べてないということですか。それぞれの責務を果たしているのかを確認する必要があると思うのですが。
事務局 (専門監)	応募・推薦のあった方の現況調査は、事務局では行っていません。 公共料金、土地改良費とかの未納については、事務局の方では、ご本人の承諾が無い限りは調べるのは適当ではないと思います。ご本人並びに推薦者の応募書・推薦書の内容につきまして、審査会の資料として利用させていただいております。
(6番) 山田 秋吉	推進委員になられると、農家の人たちのリーダーとして動いてもらわなければいけないと思いますが、もし、選ばれた方に、そういうことがあるとしたら適当でないと思います。
議長(会長) 鎌田 勝敏	今回のことは、初めてのことで、どこの市町村もなかなか難しい問題で、苦労しているところです。農業を頑張っていけないと思う気持ちは確かにあるので公募に踏み切ってもらったと思います。良心的にとつていけると、私個人的には何も言える立場ではないので、このような方法でやっていくしかないと思っています。
事務局 (専門監)	農業委員会等に関する法律で、第8条第4項第1号2号において、破産関係と禁固関係で、欠格条項が謳われております。国・県の指導で、欠格条項は、この2点のみを謳うようにとの指示があります。これ以外については、要綱に歌われていません。確認するのは、この2点のみです。
(8番) 堀田 計一	選考委員会で選考された方について、誰がリーダーシップとれるかどうかは、やってみないとわからないことですので、選考委員会の結果を尊重すべきではないでしょうか。なお、年齢は関係ないのでしょうか。
事務局 (専門監)	年齢的な縛りは特にはありません。農業委員につきましては、性別と年齢に配慮することとし、努力義務となっておりますが、農地利用最適化推進委員につきましては年齢の考慮は特にありません。
事務局 (事務局長)	専門監が言ったとおり、募集の要項につきましては、2点が国の方で示されております。破産手続きの開始、決定をうけていない者、それから禁錮以上の刑のない者であります。今回、出ました意見につきましては、西都児湯農業委員会の事務局長会、県の農業会議等と又3年後にありますので、意見として検討をさせていただきたいと思います。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>色々な意見が出ましたが、選考委員会の審査内容につきましては、本議案の審議事項ではありませんのでよろしくお願いします。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>他に意見が無いようですので、お諮り致します。農地利用最適化推進委員の承認についてであります。お諮り致しますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして各議案ごとにお諮りします。</p> <p>それでは、議案第11号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域 椎木地区 ・岡定男氏について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第11号農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域 椎木地区 ・岡定男氏につきましては承認ということですのでよろしくお願いします。</p> <p>次に、議案第12号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域 椎木地区 矢野健藏氏について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで、議案第12号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域 椎木地区 矢野健藏氏につきましては承認ということですのでよろしくお願いします。</p> <p>次に、議案第13号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域 椎木地区 國岡伸二氏について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで、議案第13号 農地利用最適化推進委員の委嘱につ</p>
-------------------------	--

議長（会長）  
鎌田 勝敏

いて 委嘱区域 椎木地区 國岡伸二氏につきましては承認ということにより  
しくお願いします。

次に、議案第14号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域  
高城地区 久保田博文氏について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員承認ということで、議案第14号 農地利用最適化推進委員の委嘱につ  
いて 委嘱区域 高城地区 久保田博文氏につきましては承認ということによ  
りしくお願いします。

次に、議案第15号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域  
高城地区 田村和之氏について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ということで議案第15号農地利用最適化推進委員の委嘱について  
委嘱区域 高城地区 田村和之氏につきましては承認ということによりしくお  
願いします。

次に、議案第16号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域  
川原地区 岸法彦氏について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ということで議案第16号 農地利用最適化推進委員の委嘱につ  
いて 委嘱区域 川原地区 岸法彦氏につきましては承認ということによりしく  
お願いします。

次に、議案第17号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 委嘱区域  
石河内・中之又地区 西哲郎氏について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ということで、議案第17号 農地利用最適化推進委員の委嘱につ  
いて 委嘱区域 石河内・中之又地区 西哲郎氏につきましては承認というこ  
とによりしくお願いします。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上で7名の方のご承認をいただきました。今後、農業委員会から7名の方へ農地利用最適化推進委員の委嘱状を交付することとなります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>（6番） 山田 秋吉</p>	<p>専門監に聞きたいのですが、今後の流れについて教えてもらえないですか。</p>
<p>事務局 （専門監）</p>	<p>本日、総会で農地利用最適化推進委員の委嘱の承認をいただきました。今後、農地利用最適化推進委員には農業委員会で承認された旨を通知します。農業委員会委員につきまして7月20日に任命を予定していますが、同日で農地利用最適化推進委員も委嘱する予定です。</p> <p>農業委員会につきましては、同日、初総会を開きまして、会長、副会長、農地部長及び農政部長の役員の選任等と、担当地区を決めていただいて、その後、農地利用最適化推進員の方と一緒に研修を予定しています。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑・意見はないでしょうか。</p> <p>（質疑・意見無し）</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成29年3月期の総会を閉会します。</p>
<p>協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 4月の行事予定について</li> <li>2 遊休農地解消事業 もち米づくりの計画について</li> <li>3 総会日程の変更について</li> <li>4 その他</li> </ol>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>